

福島県土木部 BIM/CIM 活用工事試行要領 新旧表

頁	新	旧
<p>3 工事費の積算</p>	<p>1～2 (省略)</p> <p>3 工事費の積算 BIM/CIM 活用工事による費用は、見積を徴収して積算するものとする。活用内容の詳細が受注者との協議により決定すること及び3次元モデルの作成に要する作業が標準化の途上であることを鑑み、契約後に受注者からの見積により契約変更で対応する。 また、受注者からの提案により、発注者が費用負担する場合は、発注者が活用効果等を確認のうえ必要と判断したものに 限ることに留意する。 共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上すること。 項目名：BIM/CIM 活用工事に要する費用 <u>(削除)</u></p> <p>4 (省略)</p> <p>附則 本試行要領は、令和7年4月1日から適用する。</p> <p>附則 本試行要領は、令和7年7月8日から起工する工事に適用する。 また、令和7年4月1日から令和7年7月7日までに起工した工事については、受発注者間で協議し、必要と認められる場合は、本試行要領を適用できる。</p>	<p>1～2 (省略)</p> <p>3 工事費の積算 BIM/CIM 活用工事による費用は、見積を徴収して積算するものとする。活用内容の詳細が受注者との協議により決定すること及び3次元モデルの作成に要する作業が標準化の途上であることを鑑み、契約後に受注者からの見積により契約変更で対応する。 また、受注者からの提案により、発注者が費用負担する場合は、発注者が活用効果等を確認のうえ必要と判断したものに 限ることに留意する。 共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上すること。 項目名：BIM/CIM 活用工事に要する費用 間接原価と一般管理費等を含めず、直接原価（直接人件費と直接経費）のみを積み上げ計上すること。</p> <p>4 (省略)</p> <p>附則 本試行要領は、令和7年4月1日から適用する。</p>